

74 福祉用具の分類と用語の規格に関する研究 — 福祉用具の定義について

研究所 福祉機器開発部 井上 剛伸

研究所 障害工学研究部 中山 剛

研究所 福祉機器開発部 石渡 利奈

1. はじめに

福祉用具の分類と用語に関する国際規格は、国際標準化機構 (ISO) が発行する ISO9999:2016 としてまとめられている。本規格は、1992 年に初版が発行され、以降、5 回の改訂が行われている。その改訂作業を行っているのが国際標準化機構福祉用具技術委員会分類と用語分科委員会 (ISO/TC173/SC2) である。現在、2016 年版の改訂作業が進められており、作業部会 (WG12) がその任にあっている。著者らはその作業部会において、改訂作業に参加しており、改訂に資する研究を実施している。本稿では、それらの研究の中から、福祉用具の定義に関する研究について報告する。

2. 福祉用具の定義の改訂

ISO9999:2016 に記載されている福祉用具 (assistive product) の定義は以下の通りである。

any product (including devices, equipment, instruments and software), especially produced or generally available, used by or for persons with disability

-for participation ,

-to protect, support, train, measure or substitute for body functions/structures and activities, or

-to prevent impairments, activity limitations or participation restrictions

これに対して、WHO より国際生活機能分類 (ICF) の考え方にに基づき、“disability” 等のネガティブな用語を使わずに福祉用具を定義できないかとの要請があったことをきっかけに、改訂の検討を始めることとなった。心身機能と構造、活動、参加について、それを促進する点についてはネガティブな用語を使わずにそれらを表現できるものの、障害の予防に関する記述では、ネガティブな用語を使わざるを得ない点は WHO とも共通認識を得ることとなり、その方針で定義の作成を進めた。その後、WHO が進める Rehabilitation2030 に関する文献¹⁾にて、リハビリテーションの新たな定義が示された点を考慮し、最終的に以下の定義を作成するに至った。

any product (located on or near a user), especially designed and produced or generally available, which optimize functioning and reduce or prevent disability; including instruments, equipment, and software.

3. おわりに

用語の定義は、社会の動向把握を的確に行う必要があり、この分野の重要な研究課題である。今後も当センターの重要な役割として取り組むべき研究である。

【参考文献】 1) Rehabilitation: key for health in the 21st century, WHO Rehabilitation2030